

所得税及び復興特別所得税 個人事業主に係る消費税の 確定申告延長について

広報わつさむ お知らせ版

2021. 2. 19

NO. 292

令和2年分の所得税の確定申告について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から全国の税務署において延長されたところがあります。本町においても、4月14日(水)まで延長することとなりました。

3月30日(火)までは、町民センター1階子ども会室にて行う予定ですが、3月31日(水)以降については、役場住民課お客さま窓口にて受付をする予定としております。

●申告日時・会場

会場	期 間	受付時間
名寄税務署または 旭川中税務署	2月16日(火)～4月15日(木)	午前9時～ 午後5時
町民センター1階 子ども会室	2月16日(火)～4月14日(水) ※3月31日(水)以降に申告される場合は、住民課お客さま窓口まで	午前9時～11時 午後1時～4時

●消費税の受付日程について

3月25日(木)～3月30日(火) 上記の会場となります。
※3月31日(水)以降については、住民課お客さま窓口まで
(午後9時～午前11時 午後1時～午後4時)

●必要書類

・マイナンバーカード

カードをお持ちの方はご持参ください。
お持ちでない方は、通知カードと合わせて本人確認書類をご持参ください。

・医療費控除の明細書

領収書の添付が不要となり、明細書を作成し添付が必要となりました。
あらかじめ作成して、ご持参ください。

・給与(年金)の源泉徴収票

令和元年分より添付が不要となりましたが、申告書を役場等で作成する場合は提出又は提示していただく必要がありますのでご持参ください。

・控除の支払い証明書

社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険控除などを受ける場合は、支払いを証明する書類の添付が必要です。



※郵送で提出する場合は、下記宛先に送付してください。(住所記載不要)

旭川中税務署宛 (〒078-8507 旭川中税務署内申告書等集中処理担当部署「名寄税務署」)

※e-Taxは従来通り所轄の税務署に送信し、添付資料等は旭川中税務署へ送付してください。

※申告書は、国税庁HP【www.nta.go.jp】の確定申告書等作成コーナーで作成することができます。

■詳しくは住民課税務係(TEL32-2422)・名寄税務署(TEL01654-2-2157)まで

2/25
(木)～

保養センターで森めぐり湯

今月の森めぐり湯は、2月25日(木)に「ブナの湯」、3月の森めぐり湯は、3月11日(木)に「スギの湯」、3月25日(木)に「タケの湯」です。

自然の香りで心もからだもリフレッシュしませんか。

●森めぐり湯

「ブナの湯」・・・2月25日(木)

「スギの湯」・・・3月11日(木)

「タケの湯」・・・3月25日(木)

場所：保養センター

時間：午後3時30分～午後9時00分

3月2日(火)から10月31日(日)まで下記のとおり営業時間が変わりますので、お知らせします。
営業時間 午後4時30分～午後9時30分

■詳しくは住民課環境衛生係まで(TEL32-2422)

和寒町新型コロナ対策 和寒元気！プレミアム応援券の利用期間が終了します

『和寒町新型コロナ対策 和寒元気！プレミアム応援券』のご利用期間は、2月28日（日）をもって終了となります。3月からは利用できなくなりますので、お手元にまだ残っている応援券がないか改めて確認し、期間中にご利用いただきますようお願いいたします。



■詳しくはプレミアム応援券実行委員会(和寒町商工会内)まで(TEL32-2341)

和寒町新型コロナウイルス感染症に係る経営継続特別支援事業の申請について

和寒町新型コロナウイルス感染症に係る経営継続特別支援金の申請は、2月26日（金）までとなっています。

申請を予定されている方は、お早めに商工会まで申請をお願いします。

■詳しくは産業振興課商工観光労政係まで(TEL32-2423)

『児童虐待・DV（家庭内暴力行為）問題』について考える（権利擁護講演会）

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため家庭で過ごす時間が増えたことに伴い、親子間、夫婦間でのストレスによる児童虐待やDVが全国的に増加しています。

児童虐待とDVは同じ家庭内という閉ざされた場所で起こり、さまざまな問題が複合的に絡み合うことが多いことから、未然防止、早期発見などについて理解を深めましょう。町民のみなさんのご参加をお待ちしています！

- とき 3月5日（金） 13時30分～（1時間30分程度）
- ところ 保健福祉センター 1F 多目的ホール
- 定員 30名
※参加される方は3月2日（火）までに保健福祉課福祉係（TEL32-2000）までお申込下さい。
- 演題 『子どもの権利を守るために
わたしたちに何ができるか』
- 講師 旭川市豊岡5条2丁目10-15
アウェア
『aware』
認定デートDV防止プログラム・ファシリテーター
中島 智子 氏
- その他 講演会当日は、新型コロナウイルス感染症予防対策としてマスクの着用をお願いします。



■詳しくは保健福祉課福祉係まで(TEL32-2000)

奨学資金の貸付制度について

町には、経済的理由などにより修学困難な生徒や学生を対象に、無利子で資金を貸与する奨学資金貸付制度があります。

返還期限内に和寒町に住所を有し戻られてきた方を対象に「ふるさと生活応援事業」として返還の減免制度もございます。

利用を希望される方は、教育推進課庶務学校教育係までご連絡ください。

◆奨学資金制度

【対象者】 和寒町に住所を有する方の子で、高等学校、専修学校、短期大学、専門学校、大学に在籍する生徒・学生

【貸与額】 ・高校生・専修学校生 月額 10,000 円
・短期大学またはこれに準ずる学生 月額 20,000 円
・大学生 月額 30,000 円

※更に貸与を必要と認める場合にあっては1万円以内の範囲で貸与することができます。

【償還期間】 ・高校生 5年以内
・専修学校生 2年以内
・短期大学またはこれに準ずる学生 7年以内
・大学生 10年以内

※償還は最終学年卒業後、1年据え置くことができます。

【申請書類】 ・奨学資金申請書 ・同一生計の親族全員の収入状況を証明する書類
・在学する学校長の推薦書 ・合格通知の写し
・成績証明書 ・連帯証保証人及び保証人の収入状況を証明する書類

※新規貸付者より、連帯保証人2名から連帯保証人1名、保証人1名（町外居住者可）に変更となりました。

【申込期間】 3月25日（木）

※申込みをご希望の方は、教育推進課庶務学校教育係までご連絡をお願いします。

※年度の途中でも随時受付しますので、ご利用ください。

◆ふるさと生活応援事業（平成27年度以降に卒業し返還を開始する方から対象）

- ①返還期限内に和寒町に住所を有し、居住している方に対し、償還額の1/2を減免
- ②医師免許取得者で返還期限内に和寒町に住所を有し、居住している方、また和寒町にある事業所で常勤の医師として就労している方に対し、償還額を全額減免

■詳しくは教育推進課庶務学校教育係まで(TEL32-2477)

ゴルフ教室の中止について

毎年3月下旬に開催していましたがゴルフ教室（和寒町ゴルフ協会主催）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止することとしました。

楽しみにしていた方には申し訳ございませんが、ご理解の程よろしく申し上げます。

■詳しくは和寒町ゴルフ協会事務局(北星信用金庫和寒支店内 波能・仲村)まで(TEL32-2461)